

札幌市の各種制度や施設、行事などは
札幌市コールセンター <ちょっとおしえてコール>

☎ **222-4894** FAX **221-4894**

Eメール info4894@city.sapporo.jp
午前8時～午後9時(土・日曜、祝・休日を含む)

市政に関するご意見、ご提案などは
市民の声を聞く課

☎ **211-2042** FAX **218-5165**

札幌市役所ホームページ

www.city.sapporo.jp/city

※広報さっぽろの誌面も掲載。お住まいの区以外の区民のページもご覧になれます。

携帯電話対応の札幌市情報提供サイト

iモード	www.city.sapporo.jp/mobile/i-mode
EZweb	www.city.sapporo.jp/mobile/ez
Vodafone Live!	www.city.sapporo.jp/mobile/vodafone

広報さっぽろは、毎月10日までに、町内会などを通じて市内の全世帯に配布しています。また、ご希望の地域には、市が委託した民間の会社による直接配布も行っています。詳細は、広報課かお住まいの区の区役所広聴係へお問い合わせください。

札幌市総務局広報部広報課

〒060-8611 中央区北1条西2丁目 ☎211-2036 FAX218-5161
Eメール kohokakari@city.sapporo.jp

札幌の人口と世帯

1月1日現在(前月比)
国勢調査ベース
1,882,754人(+330)
840,305世帯(+606)

市内の交通事故

平成17年1月1日～12月31日(前年比)

発生 12,161件(+471)
死者 40人(-14)
傷者 14,583人(+467)

スノーファンタジー

表紙のことば

厚別区・厚別東小学校 6年1組 澤井 愛里

私たちは、3人ずつに分かれて20個の雪の結晶を作りました。考えを出し合ったり、助け合いをして、作りあげるまでとても大変でした。あらためて思ったことは、自分たちにとって満足な作品を作るには協力が大事だということです。この作品を通して少し友情が深まった気がしてよかったです。

雪まつりにはたくさんの人が札幌にやってきます。そういう人たちにきれいさが伝わるといいなあと思いました。



6年生のお友達と先生

主な施設

市役所

〒060-8611 中央区北1西2/
地下鉄大通駅下車 ☎211-2111(代表)
FAX218-5161(広報課)

区役所(電話は代表、ファクスは広聴係)

※所在地は区民のページ(お知らせの後ろ)をご覧ください。

中央区	☎231-2400 FAX231-6539
北区	☎757-2400 FAX757-2401
東区	☎741-2400 FAX742-4762
白石区	☎861-2400 FAX860-5236
厚別区	☎895-2400 FAX895-2403
豊平区	☎822-2400 FAX813-3603
清田区	☎889-2400 FAX889-2402
南区	☎582-2400 FAX582-0144
西区	☎641-2400 FAX641-2405
手稲区	☎681-2400 FAX681-6639

WEST19

〒060-0042 中央区大通西19/
地下鉄西18丁目駅下車
夜間急病センター
☎641-4316 FAX615-8604
保健所 ☎622-5151 FAX622-5168
こころのセンター(精神保健福祉センター)
☎622-0556 FAX622-5244
地域生活支援センターさっぽろ
☎622-1118 FAX622-1073

札幌コンサートホール<Kitara(キタラ)>

〒064-8649 中央区中島公園内/
地下鉄中島公園駅下車
☎520-2000 FAX520-1575

教育文化会館

〒060-0001 中央区北1西13/
地下鉄西11丁目駅下車
☎271-5821 FAX271-1916

国際プラザ

〒060-0001 中央区北1西3札幌MNビル/
地下鉄大通駅下車
☎211-3670(代表) FAX211-3673

教育委員会

〒060-0002 中央区北2西2
STV北2条ビル/地下鉄大通駅下車
☎211-3825 FAX211-3828(総務課)

社会福祉総合センター

〒060-0042 中央区大通西19/
地下鉄西18丁目駅下車
☎614-2948 FAX614-1109

市立札幌病院

〒060-8604 中央区北11西13/
JR桑園駅下車 ☎726-2211(代表)
FAX726-7912(管理課)

中央図書館

〒064-8516 中央区南22西13/
市電中央図書館前下車
☎512-7320 FAX512-5783

エルプラザ

〒060-0808 北区北8西3/
JR札幌駅・地下鉄さっぽろ駅下車
男女共同参画センター ☎728-1222 FAX728-1229
消費者センター ☎728-2111 FAX728-2112
※相談専用 ☎728-2121
市民活動サポートセンター
☎728-5888 FAX728-7280
環境プラザ ☎728-1667 FAX728-2112

さとらんど

〒007-0880 東区丘珠町584/
地下鉄環状通東駅・北34条駅・新道東駅
から中央バス ☎787-0223 FAX787-0947

青少年科学館

〒004-0051 厚別区厚別中央1の5/
地下鉄新さっぽろ駅下車
☎892-5001 FAX894-5445

芸術の森

〒005-0864 南区芸術の森2/
地下鉄真駒内駅から中央バス
☎592-5111(代表) FAX592-4120

生涯学習総合センター<ちえりあ>

〒063-0051 西区宮の沢1の1/
地下鉄宮の沢駅下車
生涯学習センター
☎671-2200 FAX671-2233
青少年センター
☎671-4111 FAX671-4103
教育センター ☎671-3410 FAX671-3434
リサイクルプラザ宮の沢
☎671-4153 FAX671-4156

大型ごみ収集センター

(大型ごみの有料収集申し込み)
月曜～金曜(祝日も可)午前9時～午後
4時30分 ☎281-8153 FAX281-4622

救急医療情報案内センター(24時間)

(当番医療機関などの案内)
フリーダイヤル ☎0120-20-8699
携帯電話、PHS専用 ☎221-8699

こ 子 ども の 権 利

ってなんだろう？

「子どもの権利」の
お話が始まるよ。
さあ、みんな、集まって！



すくすくと
成長していきます。

ミルクをもらって、
風邪をひいたら
お薬をもらって。

「おぎゃー、おぎゃー」
とっても元気な男の子が
生まれたよ。
名前はゆーくん。

1



なんにもできない赤ちゃん。
周りの大人が健康を守ってあ
げないとね。「生きる権利」が
あるんだから。



たくさんの人に見守られながら、
毎日勉強したり、
泥んこになって遊んだり。

通学路では、近所の人
みんなが事故にあわない
ように見守っています。

小学校に入学した
ゆーくん。
毎日元気に通学します。

2



子どもたちが思い切り遊んだり、
勉強したりできる環境づくり
が大切なんだ。「育つ権利」を大
事にしたいね。



左から齊藤綾乃
さん、渡辺智広
さん、龍本太
朗さん



●子どもの権利条
例制定検討委員会に
参加している高校生
の皆さん



前列 左から戸田詞央里さ
ん、山崎菜緒さん、押野一
輝さん、澤畑和幸さん。後
列 左から楳山実都貴さん、
中山陽加さん、齊藤絵里
子さん、澁谷俊紀さん

●子ども議会の中の
「子ども問題調査特
別委員会」の皆さん



一緒に誌面を
作ってくれたお友達
子どもにも分かる誌面作りのた
めに、小学5年～高校2年の11
人に参加してもらいました。

ゆーくんは、みんなに
「仲良く一緒に遊ぼう」
って言えたよ！
誰でも悲しい思いは
したくないもんね。

あれ？
みーちゃんが
仲間はずれになってるみたい。

中学生になったゆーくん。
新しい友達が増えたよ。

3



もし、いじめている子がいても、
ちゃんと「だめ！」って言える
よね。みんな「守られる権利」
があるんだから。

そして、
みんながやりたかった
文化祭での
ファッションショーを提案。
先生たちも一生懸命
手伝ってくれて見事実現。
とっても盛り上がったよ！

高校生になったゆーくんは
勇気を出して生徒会の
会長になりました。

4



子どもの目線での意見は
とっても貴重なものなんだ。
「参加する権利」をどんどん使
って、意見を言ってみようよ。



「子どもの権利」が
大切だっていうことが
分かったかな？
札幌市では、今、
「(仮称)子どもの権利条例」
という、子どもについての
きまりをつくる準備を
進めているんだよ。

「子どもの権利」って
とっても大切なもので、
とっても身近に
あるものなんだね。

「権利」っていうと
難しそうに聞こえるけど、
子どもたちみんなが
元気に毎日を過ごして、
すてきな大人になるために
欠かせないものなんだよ。



どうして条例が 必要なの？

子どもたちは、やがて大人になつて、街や、社会を支えていく存在。子どもが自分らしく、生き生きと育つことは社会にとってすごく大切なんだ。

だから、このことを、市民みんなが守るルールである条例で定めて、子どもの権利をより確かなものにしていくとしているんだよ。



※条例とは、市民の代表である人(議員)が決める、市民みんなが守らなくてはならないルールなどのこと。

こんなことやってるよ！ ～「参加する権利」の事例

子ども議会

子どもたちが「子ども議員」として、札幌市に関する提案をするもの。平成13年度から始めました。



みや おかしがっこう ねんしゅ や とし き
宮の丘中学校 2年 湊谷 俊紀さん

今回この子ども議会に出してみたら、僕は議長になりました。多くの人の前に出るのは慣れていましたが、ずっと注目されているのは緊張して、大変でした。



子ども議員は全部で66人。7つの委員会に分かれて真剣に議論しました。

屯田北児童会館 (北区屯田8の7)

児童会館の新築工事に子どもたちの意見を取り入れました。

とんでんきたちがっこう ねん
屯田北中学校 3年
たに まさみち
谷 真迪さん



みんなで楽しく考えたので使う人たちに楽しんでもほしいです。

自分の意見をうまく通せて、理想の児童会館ができました。

とんでんちゅうおうがっこう ねん
屯田中央中学校 3年
おきな いくこ
長内 郁子さん



みんなの意見で大きなスクリーンで映画を見る部屋や調理室が実現。今年3月にオープンします！



これから
こういった場はどんどん
増えていくよ。
みんな、
ぜひ参加してみてね。

こうやって僕たちも
参加できると
やる気が出るね。



子どもの権利 Q&A

Q 子どもと大人の権利の違いは
なんですか？

A 子どもが大人と違うのは、大人への成長過程にあるということです。このことから、子どもには、大人と子どもの区別なく認められる権利（基本的人権）のほかに、調和のとれた人格を持つ大人へと「成長・発達する権利」があります。

Q 子どもの権利を認めるならば子どもの義務や責任も必要ではないですか？

A 子どもの権利(基本的人権)は、義務を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらにすべての子どもに無条件にあるものです。そして、子どもは権利について学習し、それを行使する中で、他人の権利を尊重することを身に付け、責任を果たす自覚を持つようになるのです。

Q 子どもの権利条約があると聞きましたが、
条約と条例は何が違うのですか？

A 「子どもの権利条約」は、子どもの権利が子どもを取り巻くあらゆる場で実現されることを求める条約で、1989年の国連総会で採択され、日本は1994年に批准しました。

一方、条例は、例えば、子どもたちが意見を表明し参加する仕組みや、いじめなどの権利侵害から救済する制度を規定するなど、子どもの権利条約の理念を札幌において具体的に実現するために、制定しようとするものです。

子どもの権利条約で掲げる4つの子どもの権利の概要

生きる権利	病気やけがの治療などにより、生命を守られる。
育つ権利	教育を受けたり遊んだり、自分らしく自由に育つことができる。
守られる権利	あらゆる虐待や差別から守られる。
参加する権利	自由に意見を言ったり活動をしたりできる。

条 例 制 定 へ の 取 り 組 み

市民フォーラムを 開催します！

(仮称)子どもの権利条例制定に向けた中間答申書の報告と、パネルディスカッションを行います。

日時 2月26日(日)午後1時30分

会場 かでる2・7(中央区北2西7)

定員 520人

申込 2月23日(木)までに市コールセンター(1分)へ電話、FAX、Eメール。**抽選**。
託児希望者は2月15日(水)までに申し込み(抽選にはずれた方のみ通知)。

9月	7月	6月	2月 18年	12月	4月 17年
条例案を市議会に提出(予定)。	パブリックコメントを実施(予定)。	検討委員会が最終答申書を市長に提出(予定)。	子ども委員会が発足。以降、子どもの視点から条例について話し合う。	検討委員会が中間答申書を市長に提出。	公募の市民、学識経験者、高校生など25人から成る「子どもの権利条例制定検討委員会」が発足。以降、子どもたちの現状などを調査。

この特集のお問い合わせ先

子どもの権利推進課

〒060-0051中央区南1東1

大通バスセンタービル1号館3階、

☎211-2942、FAX211-2943、

Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp

中間答申に ご意見を

今後、市としてどのような条例をつくっていくべきか、配布中の中間答申書概要版をご覧の上、ご意見をお寄せください。

期 間 2月28日(火)まで

配布場所 子どもの権利推進課、市役所2階市政刊行物コーナー、区役所、まちづくりセンター、児童会館、地下街ふれあい広場など。

下記ホームページからも投稿できます。

子どもの権利についての情報満載！ www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri

今こそ知ろう！考えよう！

札幌の雪対策

皆さんから 寄せられた声を 紹介します！

昨年11月号の特集「札幌の雪対策」で、
今後の市の雪対策についての意見や、アイデアを募集しました。
今回は寄せられた意見・アイデアの一部を紹介し、
市の雪対策の今後の在り方についてあらためて考えていきます。

内容に関するお問い合わせは 雪対策室計画課 ☎211-2682へ

たくさんの声
ありがとう
ございました！

総数…………… 122通

郵便…………… 89通

ファクス…………… 21通

Eメール…………… 12通

(広報クイズ、読者プレゼントの意見含む)

多かった声は…

1 雪対策って
こんなに大変
だったんだ！

20件

2 市民一人一人が
雪国で暮らす
自覚を持つべき！

14件

3 除雪、もっと
しっかりやって
ほしい！

12件

※ 1通の中に複数の意見がある場合は、それぞれを1件として計算。また、紹介しているご意見は、誌面スペースの都合から一部を抜粋して掲載しています。

市の雪対策、ここに課題が

均一・適正な除雪を

自宅周辺の雪を自分で排雪した
ところ、除雪車が周辺の雪をす
べてそこへ寄せていった。業者
が自覚を持って、公平に雪を寄
せてもらうことを望みます。

(男性)

……………
せっかく取り除いた所に雪を置
いたり、十分にならされた所を
わざわざ除雪したりするのを目
にすると、市役所は、現状を知
らないのでは・・と思います。
(北区 本間^{ほんま}さん 38歳)

路上駐車対策を

意図的と思われる悪質な路上駐
車を近隣でもよく目にしますが、
近所の人々に注意するのは難し
いのが実状です。広報による注
意喚起のみではこうした事態は
なりません。警察や町内会
と連携し、実効的な対策が必要
だと思います。(匿名)

……………
路上駐車は、除雪作業員が、ナ
ンバーや車種を控えて警察に伝
え、罰金を科すようにしなければ
減らないのでは。
(西区 原^{はら} 一美^{かずみ}さん 59歳)



市役所から

市はできる限り公平で効率的な
除雪に努力していることをご理
解ください。

また、路上駐車をなくす取り組
みについては、地域と一体とな
って進めていきます。

意識を変えていこう

みんながルールを守ろう

住人同士で費用を出し合って排雪した団地の敷地の中へ、勝手に雪を捨てていく人がいます。それぞれの地域で、配慮ある行動をしてもらいたいです。

(西区 相田富代さん 51歳)

路上への雪出しはほとんどの人がやっているように見受けられます。一人一人がルールを守り、気持ちよく生活できるようになるといいですね。

(中央区 女性 33歳)

互いに思いやりの気持ちを持って

私の夫は除排雪の仕事をしており、天候によって2、3日休みなく作業にあたることもしばしば。手を抜いていると責められる場合もあるようですが、除排雪業者はそれぞれが市民の生活を守ろうと、懸命に仕事にあたっています。

行政も除排雪業者も住民も、目指すところは「雪と戦い、冬を乗り切る」こと。みんな同じです。みんなが同じ気持ちで頑張っているのだから、文句を言い合う



のではなく、お互いに思いやりながら、協力して冬を乗り越えていくべきだと思います。

(清田区 村中友香さん 25歳)

こんな方法がとれるのでは？

排雪方法に工夫を

近郊の雪たい積場へ運搬するより、札幌のど真ん中を流れる豊平川を排雪場として使う方がコスト・時間の面から効率的だと思います。橋の上に雪を置いていき、排雪車がその雪を川へ放出するという方法はどうでしょうか。

(白石区 40代 男性)

排雪から融雪へ

人の手による排雪から、融雪処理へと対応を転換するべき。道路下から温かい蒸気を噴射するなどの方法を試してみてもいい。

(北区 50代 男性)

融雪槽と流雪溝を一定間隔に併設して、除雪すると同時に雪を流してしまうといいと思います。

(北区 男性)

河川への雪の投入は、川の流れを阻害し、はんらんを招く恐れがあります。また、融雪施設については、幹線道路のロードヒーティングを例にとると、通常の除排雪の約10倍のコストが掛かっており、今後は、低コストで安定して融雪できる技術が求められます。



厚別通(白石区)のロードヒーティングの様子。

市長から

皆さんの意見を受け止め、今後の雪対策に生かしていきます

より地域の実状に応じた雪対策を実現するためには、皆さんからの声が欠かせません。今回いただいた貴重なご意見をしっかりと受け止めるとともに、皆さんにも現状を理解していただき、今後の雪対策と一緒に考えるための取り組みを推進していきます。



市長
上田 文雄

始まっています!新たな取り組み

11月号では、「行政と市民が新たな除雪方法について意見交換し、実行に移す取り組み」を紹介しました。その後、各地区をモデルとして、さまざまな試みを展開しています。

- 除雪の出動基準を10センチ⇒15センチに変更し、節約した費用で交差点排雪などを行う
(東区・札幌新栄町内会など5地区で実施)
- 排雪箇所や雪解け後の清掃など、地域でルールを決めた上で、試験的に公園を雪置き場として使う
(中央区・宮の森東3町内会など3地区で実施)
- 地区内各所の除雪状況などを住民が視察し、配慮すべき点を除雪センターに伝え、可能な限り作業に反映させる
(厚別区・第2桜台町内会など2地区で実施)

雪対策のほか、冬の生活・文化に関する豊富な情報が満載！

雪対策HP www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki

雪たい積場
情報も掲載！

キーワード↓

個人情報の保護

2月1日から、住民基本台帳の閲覧を制限

ダイレクトメールの送付など営利目的での閲覧は認められません



各区役所に備え付けられている「閲覧リスト」

2月1日から、公益上必要な場合を除き、住民基本台帳の閲覧を制限します。

近年、「個人情報の保護」や「犯罪の未然防止」といった観点から、誰もが閲覧できる現行制度の見直しを求める声が全国的に高まっています。そうした状況を踏まえ、昨年秋、国は閲覧を制限する方針を固め、近く法律を改正する見込みです。市では、法改正までの間も、皆さんの個人情報をお守りできるため、市独自に営利目的の閲覧を制限することとしました。

閲覧できる場合は、右下の通りです。基本的な予約手続きは変わりません。詳しくはお問い合わせください。

96 **詳細** 戸籍住民課 ☎(211) 222

これまで

各市町村に備え付けられた台帳には、氏名・住所・生年月日・性別の4項目を記載。法律では不当な目的でない限り閲覧を認めている。

- 商品販売や勧誘などを目的とした閲覧への批判
(例)「知らない会社からダイレクトメールが届き不安だ」
- 閲覧した情報の利用制限が困難
- 閲覧した情報を悪用する事件が発生

個人情報の保護 犯罪の未然防止



- 札幌市の閲覧申請件数(16年度)
- 申込件数…約1,300件
(内ダイレクトメール目的が約1,000件)
⇒全体の7割強が制限される見込み

2月1日から

公益上必要であると認められるもの以外の閲覧を制限する。

【閲覧できる場合】

- 1 国・地方公共団体が請求する場合
- 2 報道機関や調査機関が世論調査などを理由に請求する場合
- 3 学術研究機関が学術調査を理由に請求する場合
- 4 その他、区長が必要と認める場合

eLTAX(エルタックス) ホームページ → www.eltax.jp

キーワード↓

地方税の電子申告がスタート

電子申告

市税は「法人市民税」
「固定資産税(償却資産)」から

→ 自宅やオフィスからの手続きが可能に

申告時期の窓口混雑とも無縁に

→ 受け付け窓口を一元化

都道府県・政令指定都市への別々の申告が一度に可能

→ 申告書などの作成をサポート

税額の自動計算など必要事項の記載が容易に

平成19年度以降に対応予定の地方税に関する手続き

- 今回以外の税目の電子申告
- 電子申請・届出
- 電子納税

詳細 税制課 ☎(211) 2282

地方税の電子申告が始まりました。

対象となる税目は、市税が「法人市民税」「固定資産税(償却資産)」、道税が「法人道民税」「法人事業税」。インターネット上の全国共通システム「エルタックス」を通じて、自宅や職場からの手続きが可能になりました。

利用に当たっては、電子証明書の取得などの事前準備が必要となります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

ひとロメモ

市の国保には、約35万世帯、58万人が加入し、全人口の約3割を占めています(17年度)。保険料は、所得や世帯人数など加入者の状況に応じて1世帯ごとに計算します。

〈参考〉平成17年度の保険料

国民健康保険料(年額)	= 医療分	+ 介護2号分	新方式のポイント
平等割額 (1世帯当たり)	23,700円	4,650円	保険料全体に占める基本料金の割合を引き下げ
均等割額 (加入者数分)	37,990円 ×加入者数	9,320円 ×40歳以上64歳以下の加入者数	
所得割額	加入者全員の 17年度住民税額×4.6	40歳以上64歳以下の加入者全員の17年度住民税額×0.98	「所得」に基づく計算方法に変更

★18年度の保険料は6月中旬に決定します。

加入世帯には、変更内容をまとめた小冊子を3月中旬に送付します

キーワード

国民健康保険

18年度から変更になります

広くバランスよく分かち合っている仕組みへ

十八年度から、国民健康保険料の計算方法が変わります。具体的には、「住民税」に基づく計算方法を、「所得」に基づく計算方法に変更します。これは、①住民税の非課税世帯の増加に伴い、特定の加入世帯に負担が偏ってきている②今後の税制改正により、特に年金世帯の保険料の大きな変動が見込まれる——などの課題に対応するものです。また、低所得世帯などの負担を緩和するため、保険料全体に占める基本料金(平等割額と均等割額の合計)の割合を引き下げ、負担が大きく増える世帯には、2年間の経過措置も実施します。

今回の変更は、学識経験者らで構成する「札幌市国民健康保険運営協議会」が、市民意見を参考に取りまとめた「答申」に基づいています。

【詳細】国保年金課(21) 29



番組の詳細はこちらで→ホームページ www.city.sapporo.jp/somu/tvradio



TVh ウォッチング札幌

毎週土曜午後2時55分(5分番組)



【番組概要】吉本興業の若手芸人が、独自の感性を生かして札幌の旬な話題を紹介。笑いながらも市政が分かる、斬新な番組です。

【今月の見どころ】(2/18分)大雪が降った後の除雪は、「なまらしん」とい。染な方法はないかと、芸人たちは“その道の専門家”の所へ。疲れを軽くする雪かきの秘訣が明らかに。

UHB いいコト聞いた

毎月第2・4日曜午前8時55分(5分番組)



【番組概要】神出鬼没のご意見番「ヨネさん」が、タイムリーな市政の話題に鋭く切り込みます。

【今月の見どころ】(2/26分)冬を迎えて、大好きなパークゴルフもままならないヨネさん。運動不足の体を持て余し、ふらりと散歩に出掛けたところ、前田森林公園の中に広大な雪上パークゴルフ場を発見！

拡大版！ 今月の広報番組

市民の皆さんはもちろん、上田市長やお笑い芸人らも登場し、番組ごとに「強い個性」を打ち出している広報番組。広報誌を読んでから見ると、面白さが倍増することは——間違いありません！

テレビ番組・視聴のポイント

その1 お役所っぽくない

多少お堅い市政の動きも、番組案内役の「ヨネさん」や吉本興業の若手芸人らがポイントをかみ砕いてレポート。

その2 コンパクトで分かりやすい

5分番組でも、映像による情報は圧倒的。まさに「百聞は一見にしかず」。

その3 特定の番組・テーマで追っかけ

「まちづくり」「歴史」など、番組ごとのテーマに着目する見方も。毎週の「お楽しみ」にする広報ファンもあり。

スマイルさっぽろ

HBC
毎週土曜
午前9時15分～25分

まつをがとよゆき
松永俊之の
札幌探訪
※2月25日市長
出演

さっぽろアート・ウィークリー

AIR-G
毎週土曜
午前9時45分～55分

放送内容
西区文化フ
エスタ2006
ほか

さっぽろ散歩

STV
毎週土曜
午前11時30分～45分

放送内容
市スポーツ
救護赤十字
奉仕団の活
動ほか

サッポロ・シティ・ナビ

NORTH WAVE
毎週日曜
午前9時50分～10時

放送内容
人工雪を発
明した男
中谷宇吉郎
ほか

中央・東・厚別・豊平・西区の広報番組を、それぞれの区内にあるコミュニティFM局で放送しています。放送日時などは、上記5区の区民のページ(17掲載)をご覧ください。

STV 札幌ふるさと再発見

毎週土曜午前11時54分(5分番組)



【番組概要】地域の活動や風土、歴史などに焦点を当て、普段は何気なく見過ごしている札幌ならではの魅力を「再発見」します。

【今月の見どころ】(2/11分)雪まつり期間中、会場で車いすの利用を手助けする介助ボランティアサークル「手と手」。雪景色に溶け込む、心温かな活動は必見。

HBC とことんリサーチ札幌

毎月第4日曜午前6時30分(15分番組)



【番組概要】日曜の朝にふさわしい、正統派の市政情報番組。気になる・知りたい札幌の話題を分かりやすくお伝えします。

【今月の見どころ】(2/26)地球温暖化防止をテーマに、環境活動に取り組む市民の姿を紹介。「こども環境フェスティバル」での子どもたちの真剣な表情も見逃せません。

HTB 愛・らぶサッポロ

毎月第2土曜午前11時(15分番組)



【番組概要】上田市長が市民団体の活動を体験レポート。市民の目線で札幌のまちづくりについて考えます。

【今月の見どころ】(2/11)は午前11時30分から)ノルディックスキー世界選手権札幌大会まであと1年。今冬のプレ大会の裏側をお伝えするほか、会場の市民ボランティア、長野五輪のあの金メダリストらも登場。

※大会関連の特製プレゼントあり。詳しくは番組の最後をチェック！

市長とおしゃべり しませんか？

今回は定山溪地区の
皆さんと、お話ししてきました。

テーマ

定山溪について語ろう

札幌の奥座敷として全国的にも知られる定山溪温泉。
今回は定山溪地区のまちづくりについて、
上田市長と地域の住民の方が“おしゃべり”しました。

- 日時／平成17年11月23日(祝)午後2時～4時
- 会場／定山溪温泉「ホテル鹿の湯」
- 参加人数／約90人

定山溪地区住民

いちじょう
一條さん

私が聞く限り、観光客の方は歩いて楽しい観光地を求めています。しかし、今の定山溪は温泉街に入るとちょっと寂しいです。そこで、自然と一体化した、歩きたくなるまちづくりを進めるべきだと思います。

また、定山溪に住む人が楽しく暮らしていることが、今後の集客につながっていくと思っています。

じゃらん編集長

なか た
ヒロ中田さん

私が編集している旅行情報誌「じゃらん」の調査では、定山溪温泉を訪れた人の割合や満足度は、年々高まっています。その要因は手湯、足湯などの新名所ができたことで、定山溪地域内の回遊性が増したからだと思っています。この結果に満足せず、これからも魅力を創出することが大切では。

定山溪連合 町内会会長

なかにし ひろし
中西 博さん

定山溪地区は、郷土博物館や保養施設、まちづくりセンター、小学校など、市の公共施設が分散しています。今後、改修する際は、統合した施設にすることで利便性が高まり、まちづくり活動の場としても期待できるのではないのでしょうか。

市長
から

今後の施設の改修についても、地域が一丸となって策定した現在のまちづくり計画と同様に、地域の皆さんと市と一緒に考えていきたいと思っています。

市長
から

自然と一体化した歩きたくなるまちづくりという提案については、私も同感です。また、定山溪に住んでいる方が日々楽しく暮らし、ここだけは負けないというまちの個性ができれば、お客様の満足度が高まり、まちも豊かになると思います。

市長
から

地域の皆さんの努力が報われて、年々、評価が上がっていくのはうれしいですね。ホテルから出る食べ残しなどを堆肥化し、それを利用して野菜を作る。そして、その野菜をお客様へ提供するなど、環境にも配慮した試みを行うなどすれば、定山溪の新たな魅力を増やしていくことができるのではないのでしょうか。

国道230号線問題 検討推進部会 事務局長

ふかい
深井さん

定山溪地区を通る国道230号の拡幅やまちづくりについて検討しています。検討の際、以前は行政と住民が意見をぶつけていただけでしたが、ここ数年は行政が地元の熱意を受け止めて、共に考えてくれるようになりました。今後も、地域で知恵を出し、行政とともにまちづくりを盛り上げていきたいです。

市長
から

ぜひ、これからも、皆さんから意見を言っていたり、行政も柔軟な頭で対応し、住民、事業者、行政などみんなで定山溪のまちづくりを進めていきたいと思っています。

定山溪の新名所

定山 源泉公園

昨年8月に完成した定山源泉公園。足湯のほか温泉が流れる湯の滝がある。



無料で利用できる足湯「長寿と健康の足つばの湯」。

足湯

温泉街のいたるところでシンボルの「かっぱ」がお出迎え！



不法投棄は許さない! 地域の力で 街をきれいに!



今月の声の主

真栄第四町内会
あべ てつ お
会長 阿部 哲夫 さん

あなたの声が 街を変える

第5回

「市民参加のまちづくり」の参加事例として、
地域の特徴あふれる活動を紹介するコーナー。
今月は、有明地区の「不法投棄防止の取り組み」です。
あなたの街でも、実践してみませんか。

【詳細】 清田まちづくりセンター ☎883-7600

1

有明小学校の児童のクロスカントリーコースとして使われている裏山は、草木に紛れてタイヤなどたくさんの不法投棄ごみが散乱していました。



2

以前から不法投棄防止活動に取り組んでいた阿部さんは、山室校長の思いを知り、有明町内会をはじめ、清田地区の各町内会などに呼び掛けました。



3

町内会に加え、PTA・地元の災害防止協会や土地所有者などの協力により、不法投棄ごみの撤去を実行。費用を出し合い、夏の炎天下の中、延べ130人が汗を流しました。



4

この活動が呼び水となり、市では「ボランティア監視員制度」を創設。地域住民自らがきめ細かく監視することで、不法投棄への抑止効果が期待されます。



もっと知りたい

不法投棄は犯罪です!

- 不法投棄とは、ごみを決められた場所(ごみステーションなど)以外へ捨てることを指します。
- 不法投棄は地中へ汚水がしみ出すなど、環境汚染の原因になります。いったん汚染された環境を元に戻すには膨大な時間と費用を要します。
- 不法投棄を行った場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下(法人の場合はなんと1億円以下!)の罰金が科されます。

市では、不法投棄防止活動が広がっていくよう支援し、皆さんとともに不法投棄のない街を目指していきます。

不法投棄についての詳細は、事業廃棄物課 ☎211-2927へ。

最初に現場を見たときは、その不法投棄ごみの多さに驚きましたが、今では全く見られなくなりました。地域が一丸となって取り組んだことが、成果として表れたことをうれしく思います。こうした活動がぜひ、全市に広がってほしいですね。

まちセン所長から

まちセンが地域の活動をお手伝い!

清田まちづくりセンター所長 えじま けい いち 江島 圭一

地域の声を関係部署(区役所や環境局)の担当者へ伝達するなど、主に連絡・調整役としてこの活動に携わりました。今回同様、今後もまちづくり活動のお手伝いをしていきます。



市の議会 動き

平成17年度 一般会計補正予算 などを可決

～平成17年第4回定例会

12月13日に閉会した第4回定例会の中から、12月1日以降の審議内容についてお知らせします。

編集●札幌市議会事務局 ☎211-3162 FAX218-5143 市議会ホームページアドレス●www.city.sapporo.jp/gikai

代表質問から

今回の定例会では、十二月六・七日の二日間の日程で代表質問を行いました。その中から主なものをお知らせします。

教育問題

細川 正人（自民党）

問 平成十六年九月に策定された札幌市教育推進計画の中には、学校における運動関係の部活動の充実を図ることなどが記載されている。しかし、運動関係の部の数は、平成九年から十七年にかけて百七十三も減少し、指導教員は二百二十六人も減少している。一方、外部指導者は、平成九年に三十六人だったものが、十七年には百三十四人と増えてきているが、その伸びも鈍化しているのが、現状ではないか。

札幌市教育推進計画にある部活動にかかる施策の展開について、どのように取り組んでいるのか。また、改善策は早急に打ち出すべきものと考ええるが、いかがか。

答 現在、外部指導者を対象とした研修の充実など施策の推進に努めているところであ

り、教員採用においても、部活動に関する指導などの多様なニーズに対応できる意欲的な教員の採用に努めているところである。改善策については、引き続き人材確保に努めるとともに、外部指導者の導入が部活動の設置につながる工夫や部活動の充実を図るための新たな仕組みづくりなど、他都市の先行的な事例について研究し、その成果を各学校などに情報提供していきたい。



学校でのコンピューターを活用した情報教育

峯廻 紀昌（民主党・市民の会）

問 今日、情報通信ネットワークが急速に広まり、二十一

世紀を生きる子供たちにとっては、情報機器の操作能力はもちろん、必要な情報を自ら判断して、適切に発信・伝達するなどの情報活用能力を身に付けていくことが求められている。そのためにも、学校の授業の中で情報教育を積極的に推進することが必要である。学校における情報機器の活用状況について伺いたい。

さらに、情報活用能力を高めるためには、インターネット活用のノウハウを持つているPTAや地域の人々の協力を得ていくことも有効ではないか。学校・家庭・地域が互いに協力しながら、子供たちに教育していく取り組みを、PTAに呼び掛けるなどして広げる必要があると考えるが、いかがか。

答 教科や総合的な学習の時間を中心に、データベースやインターネットなどで情報機器が活用されており、その中で、学習に対する興味・関心・意欲の向上などを図るとともにマナーやルールの指導も行っている。

また、PTAなどとの連携については、今後、ITについての専門的知識のある保護者などの協力も得ながら、既に取り組みを進めている事例

を参考に、PTAなどにも働き掛けていきたい。



新型インフルエンザ対策

芦原 進（公明党）

問 新型インフルエンザについて、市民の不安も増す中、札幌市が現在行っている取り組みについて伺いたい。

また、流行に備え、どのような対策を講じることとしているのか。

答 現在、保健所および各保健センターにおいて、厚生労働省のQ&Aなどを活用しながら、健康相談に応じている。また、保健所ホームページにおいて、新型インフルエンザに関する情報を提供している。今後は、国が策定した行動計画および作成中のガイドラインなどを基本に、札幌市の行動計画を作成していく。ま

た、行動計画を実効性のあるものとするため、関係者に対する危機管理研修や発生を想定した訓練などを実施し、まん延防止対策や適切な医療提供体制を確立していく。新型インフルエンザの患者が発生した場合には、北海道と密接な連携を図って対応したい。



構造計算書偽造問題

熊谷 憲一（共産党）

問 「構造計算書」の検査などを代行する市内の民間検査機関5社に、それぞれ何人の構造計算の専門家が在るのか伺いたい。民間確認検査の在り方に関するガイドラインを早急に作成する必要があると思うが、いかがか。

マンション管理組合などを対象に「構造計算書」の再チェックを無料実施すべきと考えるが、いかがか。

答 各民間確認検査機関にお

いては、それぞれ一人から三人を配置していると聞いている。国においては、民間確認検査機関の在り方など、現行制度について検討すると聞いており、本市としても動向を見極めていきたい。構造計算の再チェックなどについては、今後行われる全国的な調査結果に基づく国や北海道の判断を踏まえながら、適切に対応したい。



子どもの権利条例

佐藤 典子（市民ネット）

問 これまでの「子どもの権利条例」に関する、子供の意見聴取などでは、子供の意見反映は不十分である。子供たちが、条例に自分たちの意見が反映されたと実感できるためには、早期に「子ども委員会」を設置することが求められるが、いかがか。

答 現在「子ども議会」にお

いて、子どもの権利をテーマとする委員会を設置し、活発な議論を行っている。また、こういった取り組みに加えて、条例素案づくりに子供たちの意見を十分反映させるための「子ども委員会」設置に向けて準備を進めているところである。



可決された議案

●一般会計補正予算

次の内容で総額13億6,044万3,000円を補正するものです。

- ① 障害者自立支援法の成立に伴うシステム改修などの準備経費の追加
- ② 不足が生じる見込みとなった心身障害者交通費および児童手当の追加
- ③ 平成18年度改築予定の信濃小学校および伏見中学校について、既存校舎のアスベスト処理のため解体工事を前倒しで着手するための経費の追加および債務負担行為の限度額変更
- ④ 国民健康保険会計の補正に伴う繰出金の追加および市民からの財産遺贈に伴う地域福祉振興基金の造成費の追加、認可保育所にかかる補助金を不正受給した社会福祉法人から返還された補助金のうち国庫補助金相当額を国に返還する経費の追加

このほか、札幌市資料館条例案など合計19件が可決または同意され、人権擁護委員候補者推薦に関する件については適当と認めました。

可決された意見書案

- 韓国・台湾のハンセン病元患者の速やかな補償を求める意見書
- 原油価格高騰に伴う石油類の安定供給の確保と価格の安定を求める意見書
- 北海道千歳基地へのF15戦闘機の訓練移転に関する意見書
- 改造エアガン対策の強化を求める意見書
- 私立学校に対する北海道単独補助全廃の方針を改め、充実を求める意見書
- 障害者自立支援法の施行に関する意見書
- 森林・林業・木材産業施策の確立に関する意見書
- 真の地方分権改革を着実に実現することを求める意見書
- 「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書

◆文教委員会

<12月19日>札幌市幼児教育振興計画について、教育委員会から説明を聴取し、質疑を行いました。

◆環境消防委員会

<12月16日>「ゴミステーションの問題点とその改善策についての陳情」の初審査を行い、継続審査としました。

◆厚生委員会

<12月15日>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第3期）策定の中間報告について、保健福祉局から説明を聴取し、質疑を行いました。

<12月19日>「放課後児童健全育成事業（学童保育）の改善を求める陳情」の初審査を行い、継続審査としました。

◆経済公営企業委員会

<12月19日>さっぽろ都市農業ビジョンについて、経済局から説明を聴取し、質疑を行いました。

委員会の主な活動状況

12月11日～1月10日